平成２７年（フ）第９１号
奈良市大宮町１丁目133番地の５　アンビエンテ新大宮501号
債務者　藤田　敬子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７８号
奈良県大和高田市材木町６番27―308号
債務者　西内　育子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
奈良県大和高田市甘田町10番13―306号　エクシブタカダ、前住所奈良県大和高田市蔵之宮町12番14号
債務者　越　　有司
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
広島市安芸区中野６丁目３番２―201号
債務者　細谷　　久
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０号
山口県下関市秋根北町６番１―101号　ハイマートＨＯＺＵＭＩＩ、前住所佐賀県伊万里市大坪町甲2426番地12
債務者　田端　幸博
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
愛媛県新居浜市阿島３丁目２番55号
債務者　渡辺　幹郎
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第４０号
愛媛県新居浜市平形町６番４号
債務者　長山　慶夏
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１６号
宮崎県日南市吾田東９丁目５番５号
債務者　清家さゆり（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第７４号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目29番３号　シャンポール輝102号
債務者　松島　明美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目11番１号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市西田３丁目９番29号　井上コーポ203号
債務者　外　　美幸
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿児島市加治屋町８番３号　藤崎ビル501号
債務者　中野　美音
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
石川県金沢市片町１丁目９番８号　Ｂｅｒｇａｍｏ202号、従前の住所石川県金沢市片町１丁目９番８号　Ｂｅｒｇａｍｏ203号
債務者　村上　詩織（旧姓東田）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
石川県小松市本折町168番地
債務者　矢野奈津子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４１号
兵庫県伊丹市西野７丁目３番地１　マイシティ武庫川レックスマンションＡ―906号
債務者　野口八重子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
神戸市西区王塚台４丁目２番地　県営玉津王塚高層住宅１―1109号
債務者　小野　祥子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
兵庫県明石市二見町西二見2014番地の15　土山駅前スカイハイツＢ―610号
債務者　山﨑　眞澄
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係